

Research Paper No. W-83

ベネチアにおける移民の現状

聞き取り調査報告⁽¹⁾

長谷川 礼

March 2026

INSTITUTE OF BUSINESS RESEARCH
DAITO BUNKA UNIVERSITY

1 近年の移民流入の状況：イタリアと日本の比較

『OECD International Migration Outlook 2024』⁽²⁾によれば、2023年末時点における移民人口（ストックベース）は、イタリアと日本の間で規模および構成の両面において顕著な差異が認められる。イタリアにおいては、2023年末時点、外国で出生した人口が約640万人に達しており、これは総人口の11%を占める。性別構成を見ると、女性が53%と過半数を占めている。出身国別構成では、ルーマニア（14%）が最大の割合を占め、次いでアルバニア（8%）、旧ソ連地域（8%）が続く。2013年末時点の451万人と比較すると、移民人口は13%増加しており、増加率自体は比較的緩やかと言える。一方、同年における外国籍人口は約510万人で、女性比率は51%であった（同 p.222）。これに対して、日本では、2023年末時点の外国籍人口が約310万人であり、総人口に占める割合は3%にとどまる。性別構成は、女性が50%とほぼ均衡している。出身国・地域別では、中国（25%）が最大であり、次いでベトナム（16%）、韓国（13%）が主要な地域となっている。2013年末時点の205万人と比べると、日本の外国籍人口は51%増加しており（同 p.224）、イタリアと比較して高い増加率を示している点が特徴的である。

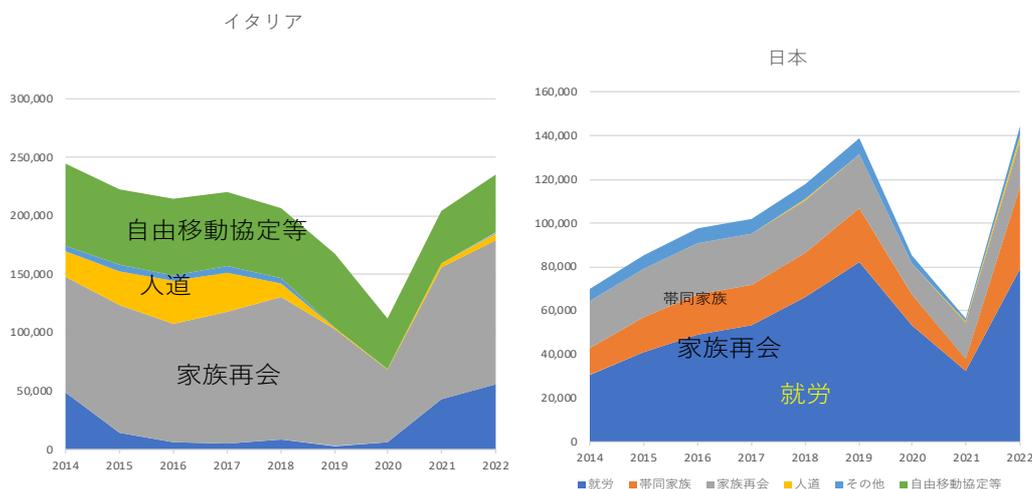
なお、両国の数値を比較する際には、移民の定義の相違に留意する必要がある。同 Outlook（p.314）によると、一般に「外国籍人口」は、外国籍を有する人々を指すが、日本や韓国、欧州諸国では、制度上、第二世代および第三世代の移民が含まれる場合がある。一方、「外国で出生した人口」は、主として第一世代の移民を対象とし、市民権を取得した者も含む概念であり、米国、カナダ、オーストラリアなどの移民国家で広く用いられている。したがって、イタリアにおける「外国で出生した人口」と、日本における「外国籍人口」は、必ずしも同一の概念を指すものではない点に留意が必要である⁽³⁾。

各年の OECD Database に基づき、2014年から2022年までの期間における長期滞在および永住目的の移民流入数の推移をみると、イタリアと日本では水準および変動パターンに顕著な相違が認められる。イタリアでは、2014年時点で約24万5千人と比較的高い水準にあったが、その後2016年にかけて減少傾向を示し、2017年には一時的に小幅な増加がみられたものの、2018年以降は再び減少した。特に2020年には約11万人まで大きく落ち込み、これは新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う国境管理の強化および移動制限の影響を強く反映したものと考えられる。しかし、2021年以降は急速な回復がみられ、2022年には約23万5千人と、パンデミック前に近い水準まで回復している。

これに対し、日本における長期滞在・永住目的の移民流入数は、全期間を通じてイタリアよりも低い水準にとどまっているものの、2014年から2019年にかけては比較的安定した増加傾向を示した。2014年の約7万人から2019年には約14万人へと増加しており、この時期には労働需要の拡大や留学生・技能実習生を含む中長期在留者の増加が背景にあったと考えられる。しかし、2020年にはイタリア同様に大幅な減少がみられ、2021年には約6万人程度まで落ち込んだ。その後、2022年には約14万5千人へと急回復しており、入国

制限の段階的緩和が流入数の回復に大きく寄与したことが示唆される。

図表1 長期永住型移民流入数滞在許可別



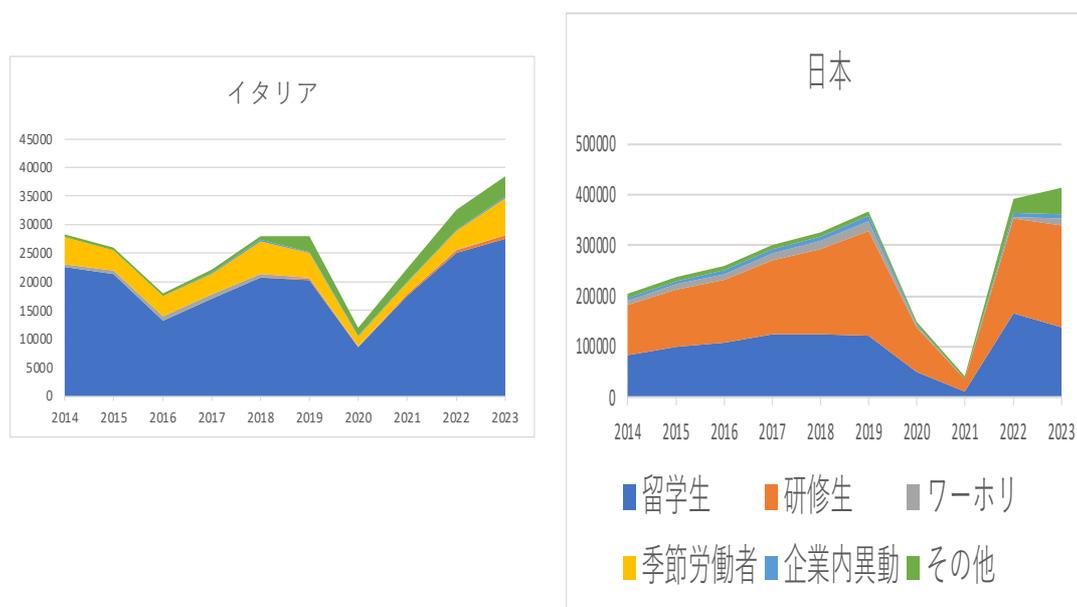
次に、2014年から2022年にかけての長期・永住目的の移民流入について、在留・滞在許可の種別ごとにイタリアと日本を比較する。図表1は、両国における移民流入人数の推移を、「就労」、「家族再会」、「家族帯同」、「人道的理由」、ならびに「自由移動協定等」に基づく移動といった主要カテゴリー別に示している。

イタリアにおいては、この期間を通じて「家族再会」が長期・永住目的の移民流入における最大の要因である点が特徴的である。また、「自由移動協定等」に基づく移動も一定の規模を維持しており、EU域内移動の影響が長期滞在移民の構造に組み込まれていることが確認できる。「人道的理由」による流入は年によって変動が大きく、2019年から2020年にかけては全体の流入数が大幅に減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う国境管理の強化が影響した可能性が高い。2021年以降は再び回復傾向がみられ、複数の在留資格カテゴリーが同時に増加している。

これに対して日本では、長期・永住目的の移民流入において「就労」が最も主要なカテゴリーとして位置づけられている。2014年以降、就労目的の流入は一貫して増加傾向を示し、2019年にかけて顕著な拡大が確認される。この動向は、労働力不足への対応として外国人労働者の受け入れを拡大してきた日本の政策的方向性と整合的である。「家族再会」については、イタリアと比較すると規模は限定的であるものの、緩やかな増加傾向が認められる。また、「人道的理由」による流入は全体として小規模にとどまり、日本の移民受入制度が人道的保護よりも経済的・労働市場の要請を重視している構造が示唆される。イタリアでは家族再会とEU域内自由移動を基軸とする「定住・統合型」の移民構造が形成されているのに

対し、日本では就労を中心とする「労働力補完型」の移民受入構造が際立っていると見えよう。この差異は、両国の人口構造、労働市場、ならびに移民政策の理念の違いを反映している可能性がある。

図表2 短期滞在型移民流入数目的別



次に、2014年から2023年にかけての日本およびイタリアにおける短期滞在の移民数の推移を確認する。まず日本に着目すると、短期滞在の移民数は2014年以降、一貫して増加傾向を示し、2019年には約36万人に達している。この増加は、観光、短期就労、商用滞在等を含む国際的な人の移動が拡大していた時期と重なっており、日本が短期的な国際移動の受入国としての性格を強めていたことを示唆している。しかし、2020年には新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受け、短期滞在者数は急激に減少し、2021年には最低水準まで落ち込んだ。その後、2022年以降は国境管理の緩和と国際移動の再開に伴い急速な回復がみられ、2023年には感染症流行以前の水準を上回る水準に達している。

一方、イタリアにおける短期滞在の移民数は、日本と比較して規模が小さいものの、全期間を通じて比較的安定した推移を示している。2014年から2019年にかけては緩やかな増加が確認されるが、2020年には日本と同様に大幅な減少がみられる。ただし、その後の回復過程は日本ほど急激ではなく、2023年時点においても増加は段階的に進行している。このことは、短期滞在に関する制度設計や国際移動の性質が、両国間で異なっている可能性を示唆している。以上から、短期滞在の移民に関しては、日本が大規模かつ変動幅の大きい受入構造を有しているのに対し、イタリアは比較的規模が小さく、変動も限定的な構造を示していることが明らかとなる。この違いは、観光政策、労働市場の需要、ならびに移民・入国管理制度の差異を反映したものである。

図表 2 は、2014 年から 2023 年の間の日本およびイタリアにおける短期滞在型移民の流入数を、滞在目的別に示している。短期的な国際移動の構成要素は、「留学」、「研修」、「ワーキング・ホリデー」、「季節労働」、「企業内異動」、その他に分類されている。日本についてみると、短期滞在型移民の流入は全体として規模が大きく、特に「留学生」および「研修生」が主要な構成要素を占めている。2014 年以降、これらのカテゴリーは増加傾向を示し、2019 年には流入数がピークに達している。これは、高等教育機関への留学生受入拡大や、企業・組織による国際的な人材交流の活発化を反映した動向であると考えられる。しかし、2020 年から 2021 年にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う渡航制限の影響を受け、すべての目的別カテゴリーにおいて急激な減少が確認される。その後、2022 年以降は国境管理の緩和とともに回復基調に転じ、特に留学生および研修目的の流入が顕著に増加している。

長期滞在型とは対照的に、イタリアにおける短期滞在型移民の流入数は、日本と比較して規模が小さい。全期間を通じて「留学生」および「季節労働者」が主要なカテゴリーとして位置づけられており、農業や観光業など季節性の高い産業における労働需要が、短期滞在型移民の受入構造に反映されていることが示唆される。2020 年には日本と同様に大幅な減少がみられるが、その後は段階的な回復が進み、2023 年には感染症流行以前の水準に近づいている。

両国を比較すると、日本では教育・研修を中心とする人的交流型の短期移動が顕著であるのに対し、イタリアでは季節労働を含む労働補完型の短期移動が相対的に重要な役割を果たしていることがわかる。また、企業内異動やワーキング・ホリデーといったカテゴリーは、日本では一定の規模を有する一方、イタリアでは限定的であり、短期滞在制度の設計および国際人材受入の政策的優先順位の違いが示唆される。

次に、2023 年におけるイタリアおよび日本の難民・庇護申請の動向を比較検討する (OECD *International Migration Outlook 2024* p.222 & p.224)。まず、2023 年の一次庇護申請数であるが、イタリアでは約 13.1 万人に達し、前年から 69% の増加を記録している。これに対し、日本における一次庇護申請数は約 1.4 万人と、絶対数ではイタリアを大きく下回るものの、前年からの増加率は 270% と極めて高い水準にある。すなわち、両国ともに庇護申請者数の増加という共通傾向を示しつつも、その規模および制度的背景は大きく異なっていることを示唆している。次に、一次庇護申請者の出身国構成に着目すると、イタリアではバングラデシュ (約 2.3 万人)、エジプト (約 1.8 万人)、パキスタン (約 1.7 万人) が主要な出身国として挙げられる。とりわけエジプトからの申請者数は前年比で約 9,300 人増加しており、地中海地域および周辺国からの流入圧力が引き続き強いことが確認される。一方、日本においては、スリランカ (約 3,800 人、前年差約 3,300 人増)、トルコ (約 2,400 人)、パキスタン (約 1,100 人) が主要な出身国となっており、イタリアとは異なる地域的構成を示している。さらに、庇護申請の認定率に関しては、両国間で顕著な差異がみられる。イタリアでは、2023 年における約 4.6 万件の決定案件のうち、48% が何らかの形で認定さ

れている。これに対し、日本では 8,920 件の決定のうち認定に至った割合は 15%にとどまっている。この数値は、日本の難民認定制度が、国際的に見ても比較的厳格な運用を行っていることを示唆している。以上、イタリアは地理的条件と EU の難民・庇護制度の枠組みの下で、大規模かつ多様な庇護申請を受け入れているのに対し、日本は申請数自体が相対的に少なく、近年急速な増加局面に直面しているとはいえ、認定率も極めて低水準である。認定率の格差は、両国における庇護制度の理念、審査基準、ならびに移民政策全体の位置づけの違いを反映していると考えられる。

2 1990 年代以降のイタリアの移民受け入れ状況

1970 年代後半から、イタリアは従来の移民送出国としての位置づけから、移民受入国としての性格を徐々に強めてきた⁽⁴⁾。この転換は、冷戦終結後の国際政治経済構造の変化、地域紛争の頻発、ならびにグローバル化の進展と密接に関連している。すなわち、1990 年代以降の旧ユーゴスラビア地域を含むバルカン諸国から、紛争後の経済再建過程や雇用機会の不足を要因とする労働移民の流入が継続的にみられる。また、2010 年代以降のアラブの春に象徴される政治的不安定化を背景として、中東および北アフリカ地域からの移動が顕著に増加した。さらに、アジア地域からは、所得格差や雇用機会の差異を背景とした経済移民が増加しており、製造業、サービス業、建設業など多様な分野において就労している。このように、1990 年代以降の移民の流入は、難民・庇護申請者を含む強制移動と、労働・経済的要因に基づく自発的移動が重層的に組み合わさった形で進展している点に特徴がある。結果として、受入国における移民の出身地域および移動動機は著しく多様化しており、移民政策は単一の目的に基づく対応ではなく、複合的かつ長期的な視点が求められる。

イタリアに流入する移民の出身国を見ると、欧州、北アフリカ、アジアにまたがっており、地理的・社会経済的に多様な背景を有していることが確認される。具体的には、ルーマニアおよびアルバニアといった東欧・バルカン地域の国々が主要な出身国として挙げられるほか、モロッコを中心とする北アフリカ諸国からの移動も重要な位置を占めている。また、アジア地域からの移民としては、中国、フィリピン、バングラデシュ、インドが主要な出身国となっており、これらの国々からは主として経済的要因や雇用機会の格差を背景とした移動がみられる。また、ウクライナからの移民は、近年の政治的不安定化や紛争の影響を受けた移動として位置づけられ理。

2023 年 1 月時点における外国出身者の受け入れ州別にみると、ロンバルディア州が約 122 万人と最も多くの外国出身人口を受け入れており、全国的な受入拠点としての地位を占めている。これに続いて、ラツィオ州が約 69 万人、エミリア＝ロマーニャ州およびヴェネト州がそれぞれ約 55 万人と、比較的高い水準で外国出身者を受け入れている。さらに、トスカーナ州においても約 40.5 万人が居住しており、北部および中部の経済的に発展した地域を中心に外国出身者が集積している。地域的分布は、特に、製造業、サービス業、農業が

集積する北部・中部地域は、外国人労働力への需要が高く、移民の定住先として選択されやすい傾向にある。

3 ベネチアの産業

ベネチアは、歴史的に地中海交易の要衝として発展し、長期にわたり商業・文化交流の中心的役割を果たしてきた。島嶼部と運河網から構成される独特の都市構造を有している。ベネチア本島全体はユネスコ世界遺産に登録されており、世界的に著名な観光都市として多くの観光客を惹きつけている。一方で、近年は定住人口の減少が顕著であり、若年層の流出、高齢化の進行、ならびに慢性的な労働力不足といった構造的課題に直面している。とりわけ観光関連産業、サービス業、都市維持に不可欠な公共サービス分野においては、地元住民のみで労働需要を充足することが困難となっており、移民労働者の存在が都市機能の維持において不可欠な要素となっている。こうした状況は、ベネチアが単なる観光都市にとどまらず、移民労働に依存する現代的都市としての側面を有していることを示している。以上の点からベネチアは、①歴史的遺産の保全、②観光経済の持続可能性、③移民労働者の社会的統合という複数の課題が交差する場として位置づけられ、移民研究および都市研究において重要な分析対象となる。

ベネチアは1987年にユネスコ世界遺産に登録され、卓越した歴史的都市景観および文化的価値を有する都市として国際的に評価されてきた。しかしながら、近年その保存状態をめぐる懸念が高まり、2023年には「危機にさらされている世界遺産（World Heritage in Danger）」の検討対象とされたものの、最終的には見送られる結果となった。この背景には、複数の構造的要因が存在する。第一に、気候変動に起因する海面上昇が進行しており、都市全体の浸水リスクを恒常的に高めている点が挙げられる。第二に、高潮（アクア・アルタ）の頻発化が、歴史的建造物や都市インフラに深刻な影響を及ぼしている。第三に、観光客の過度な集中、いわゆるオーバーツーリズムが、居住環境の悪化や都市機能の持続可能性を脅かしている。さらに、大規模開発やインフラ整備がラグーナの生態系、とりわけマルゲーラ地区周辺における環境に悪影響を及ぼしている点も課題である。これらの環境的・社会的圧力は相互に作用しながら、ベネチアの文化遺産としての価値および都市としての持続可能性を脅かしている。

近年、文化遺産の保全および都市の持続可能性を確保することを目的として、複数の政策的対応が段階的に導入されている。第一に、高潮時に海水の流入を遮断する可動式防潮堤（いわゆるモーゼ計画）が整備され、高潮（アクア・アルタ）による浸水被害の軽減が図られている。これは、気候変動に伴う海面上昇や高潮の頻発化に対処するための大規模インフラ政策として位置づけられる。第二に、日帰り観光客を対象とした入場料（アクセス料）が導入され、短時間滞在者の集中による都市空間への過度な負荷を抑制する試みがなされている。この措置は、観光客数の調整を通じて、居住環境の改善および観光の質的転換を促す

ことを目的としている。第三に、大型クルーズ船については、歴史的市街地周辺への接近が制限され、ラグーナの生態系および景観への悪影響を軽減するための規制が強化されている。さらに、団体観光客に関しても規制が導入され、2024年6月以降、ツアーグループの人数は最大25人までに制限されるとともに、拡声器の使用が禁止された。これらの措置は、観光客の行動が都市空間や住民生活に与える影響を抑制し、歴史都市としての環境的・社会的持続可能性を確保することを目的としている。

今回の調査で知己を得た環境活動家は、Wigwam APS Italia、正式名称を「Associazione Italiana dei Clubs Wigwam」とするイタリアにおける市民社会組織のメンバーであった。同組織は1972年にヴェネト州パドヴァ県において設立され、以降、地域コミュニティを基盤とした環境保全活動および社会的連帯の促進に取り組んできた。Wigwam APS Italiaは、イタリア環境・エネルギー安全保障省（Ministero dell'Ambiente e della Sicurezza Energetica : MASE）から公式に認定を受けた団体であり、制度的にも公共性の高い市民組織として位置づけられている。その活動は、環境教育、地域資源の保全、持続可能な生活様式の普及など、多岐にわたる分野を包含している。同団体の中核的理念は、「持続可能な地域社会の構築」にあり、地域住民の主体的参加を通じて、環境・社会・経済の調和を図る点に特徴がある。こうしたアプローチは、上からの政策介入に依存するのではなく、草の根レベルでの社会的実践を通じて持続可能性を実現しようとする市民社会組織の一形態を示している。

ベネチアの産業構造は、観光産業を中核として形成されており、年間2,000万人を超える観光客を受け入れる世界有数の観光都市として位置づけられている。観光は地域経済の主要な牽引力であり、雇用創出および都市の収入構造において支配的な役割を果たしている。観光関連産業としては、ベネチアングラスや仮面などの伝統工芸品を扱う土産物店が広く展開しており、歴史的・文化的資源を商品化する形で経済活動が行われている。また、宿泊施設や飲食業も重要な部門を構成しており、レストランやバーカロ（軽食と酒類を提供する飲食店）では、チケッティやスプリッツといった地域固有の食文化が観光体験の一部として提供されている。また、観光サービス労働として、観光ガイド、ゴンドラ漕ぎ手、ヴァポレット（公共水上交通機関）の運転手などが挙げられ、これらの職種はベネチアの都市機能および観光体験を支える不可欠な要素となっている。これらの労働は季節性が強く、観光需要の変動に大きく左右される点に特徴がある。さらには、ベネチアの産業構造は、観光産業を中心としつつも、文化産業、生活関連サービス、ならびに教育・研究機能を含む多層的な構造を有する。観光分野においては、ベネチア国際映画祭をはじめとする国際的な文化イベントや、各種コンサートが開催されており、これらは世界的な文化発信拠点としての都市の地位を強化すると同時に、地域経済に重要な波及効果をもたらしている。

観光都市としての側面に加え、ベネチアには住民の日常生活を支える産業・サービスも存在する。具体的には、医療、スーパーマーケットなどの生活関連サービス、ならびにごみ収集を含む都市インフラ関連業務が挙げられ、これらは観光客のみならず定住者の生活基盤を維持する上で不可欠な役割を果たしている。教育・研究分野もベネチアの重要な産業的機

能の一つである。とりわけ、ベネチア・カ・フォスカリ大学は、かつての屠殺場跡地を大学施設として再生した事例として、都市再生と高等教育機関の立地が結びついた象徴的存在である。また、ベネチア国際大学（VIU）をはじめとする高等教育・研究機関は、国際的な学術交流や研究活動の拠点として機能しており、都市の知的基盤の形成に寄与している⁽⁵⁾。

4 多民族の共存共生-ヴェネト州ベネチア市

ヴェネト州に位置するベネチア市は、ベネチア本島、メストレ地区、マルゲーラ地区という機能的に異なる3つの地区から構成される複合的な都市構造を有している。これらの地区は、観光、居住、産業といった役割分担のもとで相互に補完し合いながら、都市全体の機能を形成している。マルゲーラ地区は、工業港および物流拠点として発展してきた地域であり、重化学工業や港湾関連産業が集積している。近年では、産業構造の転換や環境問題への対応を背景として、再開発が進められており、都市再生の重要な対象地域として位置づけられている。

メストレ地区は、ベネチア市における主要な居住地域として機能しており、多くの市民が日常生活の拠点を置く地域である。とりわけ移民の定住が進んでいる点に特徴があり、メストレはベネチア本島への通勤・通学拠点としての役割を担うとともに、大型商業施設や生活関連サービスが集積する都市機能の中心地となっている。

最後にベネチア本島は観光および文化機能に特化した地域として位置づけられる。歴史的景観や文化遺産を背景に、多数の土産物店、レストラン、カフェが集積し、観光経済が地域活動の中心を占めている。来訪者の多くは日帰り観光客であり、短時間滞在型の観光が都市空間に大きな影響を与えている点が特徴的である。

ベネチア市は本島のみならず、ラグーナ内に点在する多数の島嶼から構成されており、各島は歴史的形成過程や機能に応じて異なる役割を担っている。これらの島々は、文化遺産の継承、観光、居住、教育・研究といった多様な都市機能を分担しながら、ベネチア都市圏の多層的構造を形成している。トルチェッロ島は、ベネチア発祥の地の一つとされる歴史的島嶼であり、初期中世における居住と宗教活動の中心として重要な位置を占めてきた。ムラーノ島は、ガラス工芸の生産拠点として国際的に知られ、伝統産業と観光が結びついた代表的事例である。ブラーノ島は、レース産業の歴史を有し、鮮やかな景観と工芸文化によって観光資源としての価値を維持している。居住機能に着目すると、ジュデッカ島は比較的落ち着いた住宅地として機能しており、観光特化型の本島とは異なる生活空間を提供している。一方、リド島は、ベネチア国際映画祭の開催地として知られ、国際的文化イベントと観光が集積する島として位置づけられる。ベネチア国際大学が立地するサン・セルボロ島は、教育・研究機能を担う島として、国際的な学術交流の拠点となっている。また、サン・ミケーレ島は墓地専用の島として整備されている。このように、ベネチア本島周辺の島嶼群は、単なる周辺地域ではなく、歴史的・文化的・社会的機能を分担することで都市全体を支える不可欠

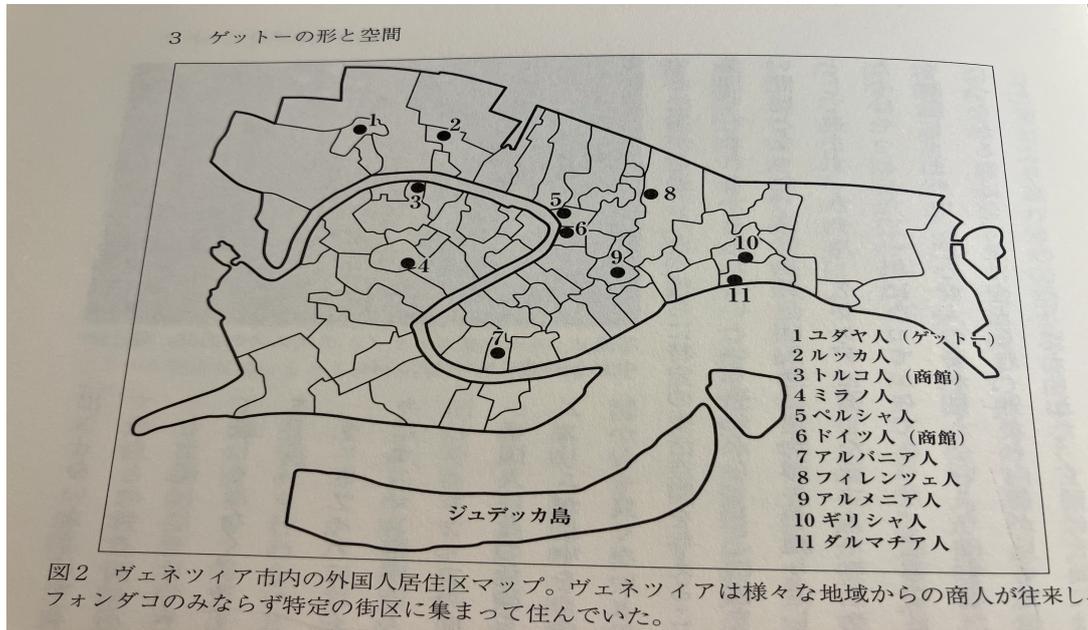
な構成要素となっている。

ヴェネト州における外国人住民の動向を見ると、2023年時点で外国人住民数は501,161人に達しており、前年（2022年）と比較して3,034人、増加した。外国人住民は同州の総人口の10.3%を占めており、地域社会の構成要素として無視し得ない存在となっている。出身国別構成比率に着目すると、ルーマニア出身者が全体の25.2%を占め、最も大きな割合を形成している。これに続いて、モロッコ出身者が9.0%、中国出身者が7.3%を占めており、東欧、北アフリカ、東アジアといった異なる地域からの移民が同時に集積している点特徴的である。さらに、外国人住民の出身国数は174か国に及び、ヴェネト州における移民集団の出身地域が極めて多様であることがわかる。このような外国人住民の量的拡大と出身国の多様化は、同州の労働市場、教育、福祉、地域コミュニティのあり方に対して複合的な影響を及ぼしている。とりわけ、製造業、サービス業、農業を中心とする地域経済において、外国人住民は労働力として重要な役割を果たすと同時に、社会統合政策や多文化共生施策の必要性を高める要因ともなっている（2023年ヴェネト州住民統計、ISTAT参照）。

図表3は、16世紀におけるベネチア市内の外国人居住区を示したものである。中世から近世にかけてのベネチアは、地中海交易の中核都市として発展し、ヨーロッパ各地および地中海世界から多様な商人・移住者を受け入れていた。図表3は、そうした外国人の集団が市内の特定地区に居住していた実態を可視化している。ユダヤ人（ゲットー）をはじめ、ルッカ人、トルコ人、ミラノ人、ベルシャ人、ドイツ人、アルバニア人、フィレンツェ人、アルメニア人、ギリシャ人、ダルマチア人といった、出身地域別の居住拠点が示されている。これらの集団は、必ずしも単一の隔離区域に集住していたわけではなく、商業活動や宗教・共同体組織との関係に応じて、市内の複数の街区に分散しつつも、一定の空間的まとまりを形成していた。特にユダヤ人居住区であるゲットーは、制度的・空間的に明確に区画された区域として知られているが、それ以外の外国人の集団については、商館や同郷者ネットワークを核とした居住形態が多く、都市空間の中に部分的に組み込まれる形で存在していた。この点は、ベネチアにおける外国人居住が、単純な排除や隔離ではなく、経済的機能と社会的統合の双方を考慮した柔軟な都市運営の下に成立していたことを示唆している。

交易の性格に着目すると、東地中海交易は主としてベネチア人およびユダヤ人商人によって担われ、レヴァント地域との海上交易を通じて香辛料や奢侈品が流通した。一方、内陸交易においては、ドイツ人やオランダ人商人が重要な役割を果たし、アルプス以北の市場とベネチアを結ぶ商業ネットワークが形成されていた。1229年にベネチア最古の商館（フォンダコ）としてドイツ商館（Fondaco dei Tedeschi）が設置され、外国人商人の活動が制度的に組み込まれた。その後、1516年にはユダヤ人を特定区域に居住させる最初のゲットーが設けられ、居住の自由を制限する一方で、経済活動を都市内に維持するという統治上の妥協的措置が採用された。

図表3 16世紀ベネチア市内の外国人居住区



出典：李美奈 (2021) p.21

李 (2021) では、ベネチアで生まれたゲットーは元々ユダヤ人を1ヶ所に集めることを主目的としたのではなく、ユダヤ人の「ベネチア社会への包摂と社会からの排除を両立させる (p. 7)」ことを目的とした。この体制は18世紀末まで存続したが、1797年のナポレオンによる侵攻により、ベネチア共和国は消滅した。同年7月11日にはゲットーの門が焼き払われ、ユダヤ人に対する居住制限が撤廃されるとともに、市民権が付与された。これは、ベネチアにおける身分的・宗教的区分に基づく都市統治が終焉を迎えた象徴的出来事であった。以上のように、フォンダコとゲットーは、経済的包摂と社会的統制を同時に実現しようとするベネチア独自の都市統治装置として機能していた。この歴史的経験は、近代以前の国際都市における多文化共存と排除の二面性を理解する上で、重要な分析視角を提供している。

5 近年におけるバングラデシュ系移民の急増

ここでは、ベネチア人の気質や対人関係の特徴について、現地での観察事例に基づく結果を整理する。ここで扱う内容は、特定の個人経験に基づく記述であり、一般化には慎重である必要があることをあらかじめ付言しておく。まず、ベネチア本島のドラッグストアに勤務していた比較的高齢のイタリア人労働者の事例からは、長年にわたり観光都市として国際的接触を経験してきたベネチア社会の一側面がうかがえる。当該労働者はフランス語を流暢に使用しており、これは歴史的にベネチアがフランス語圏を含むヨーロッパ諸地域と密

接な交流関係を有してきたことを想起させる。当該労働者はメストレ地区から通勤しているにもかかわらず、「ベネチア本島の人々は排他的であり、必ずしも好きではない」といった認識を示していた。この発言は、ベネチア本島とメストレとの間に存在する象徴的な社会的境界を示唆するものであり、居住地の違いがアイデンティティや帰属意識の形成に影響を及ぼしている可能性を示している。このような言説は、観光の過度な集中や人口流出といった構造的要因のもとで、本島居住者が自らの生活空間を防衛的に捉える傾向と関連していると解釈することもできる。したがって、ベネチア人の気質として語られる排他性は、個人の性格特性というよりも、都市構造や観光経済、居住環境の変化によって形成された社会的態度として理解する必要があるかもしれない。

ベネチアに居住する住民の言語選択には、世代間で顕著な違いが見られる。高齢層の住民については、就学期において第一外国語としてフランス語またはドイツ語を選択していた事例が多いとのことで、これは20世紀中葉までのベネチアが、フランス語圏およびドイツ語圏との歴史的・経済的結びつきを強く有していたことを反映していると考えられる。その結果、商店の店頭や日常的な対人場面において、フランス語を用いて会話を行う住民が一定数存在しており、フランス語が実用的なコミュニケーション手段として機能してきたことがうかがえる。これに対して、若年層においては英語運用能力の高さが顕著であり、第一外国語として英語を習得しているケースが主流となっている。英語が事実上の世界共通語としての地位を確立したことにより、教育制度および日常的言語実践の双方において、英語の重要性が相対的に高まっていることが背景にある。

ベネチアの市街地、とりわけ観光客の往来が集中する地区においては、小規模な土産物店、レストラン、カフェなどが高密度に集積している。これらの店舗は、観光需要を主たる顧客基盤として成立しており、都市空間における商業活動の重要な構成要素をなしている。注目すべき点として、同一または極めて類似した土産物が複数の店舗において取り扱われており、店舗ごとに異なる価格設定がなされている状況が観察される。このことは、商品差別化が限定的である一方、立地条件、観光客の動線、情報の非対称性などを背景とした価格競争が展開されている可能性を示唆している。また、飲食店に関しても、提供されるメニュー構成は一定程度共通している場合が多く、観光客向けに標準化された料理が広く流通していることが確認される。他方で、調理方法や食材の選択、味付けには店舗ごとの差異がみられ、表面的なメニューの類似性の背後で、味覚やサービスの多様性が維持されている点が特徴的である。

ベネチアにおける小規模商店の存立可能性は、圧倒的な観光客数に支えられている可能性がある。年間を通じて観光需要が極めて高水準で維持されているため、商品価格が比較的高額に設定されている店舗においても、一定の販売量が確保され、経営が成立する余地が生じていると思われる。このような環境の下では、地元住民による小規模・家族経営の店舗も一定数存続している。例えば、ガラス職人による店舗経営である。現地ガラス工場での説明によると、新型コロナウイルス感染症の流行以前には約20の工房が稼働していたが、現在

では稼働工房は2か所にまで減少している。これに伴い、退職した職人が独自の仕入れルートを構築し、比較的低価格でベネチアングラス製品を販売する事例もみられる。ベネチア人の老夫婦が経営する土産物店では、伝統的スキルや手仕事を前面に出した差別化戦略が採用されており、観光客に対して「真正性」や「地域性」を訴求することで競争力を維持している。具体的には、店内の一角においてガラス職人である夫が極小のガラス動物などを制作する実演が行われ、製品の付加価値を高めると同時に、観光体験の一部として提供されている。

さらに、移民による起業の事例も注目される。例えば、バングラデシュ出身者に関する報道では、土産物店などの観光関連業種において起業し、経済的成功を収めている事例があることが紹介されている。これらの事例は、観光都市ベネチアにおいて、移民が低賃金労働にとどまらず、自営業者・起業家として経済活動に参入している実態を示している。イタリア出身者でVIUの移民研究者によると、15年前は小規模小売店やレストランのオーナーは多くはベネチア人であったが、この数年でバングラディッシュ人が急増している。

我々が聞き取り調査をした法律研究者は、ベネチアにおける観光関連商業の一部には、真正性や合法性の観点から問題を含む事例が存在すると指摘した。具体的には、多種多様な土産物、絵葉書、ベネチアングラス製品、仮面などを一店舗で幅広く取り扱う商店については、製品の多くが正規の生産工程を経ていない模倣品である可能性が高いと指摘する。こうした店舗形態は、伝統工芸の専門性や生産地の明確性を欠く点に特徴がある。さらに、労働問題の観点からは、イタリア国内のみならず、アルバニアを含む周辺諸国においても、労働者を搾取する違法な組織やネットワークが存在することが指摘されている。これらの組織は、移民労働者の脆弱な立場につけ込み、不安定な雇用条件や非正規な労働環境の下で労働力を確保しているとされる。このような違法・非正規な商業活動および労働慣行は、観光都市における経済活動の一側面として顕在化しており、正規事業者との不公正な競争を生み出すとともに、移民労働者の権利侵害という深刻な社会問題を内包している。

また、かつて南イタリアの一部地域においては、外国の事業者が運営する工場が操業しており、これらの工場は、イタリア国内での生産を通じて低コスト製品を供給する一端を担っていたとされる。しかしながら、労働者の権利保護や労働環境、とりわけ安全性や衛生面に重大な問題が認められた場合、操業停止や廃業に至るケースもあった。その結果、現在では、土産物等の製品の多くが海外で生産された後、輸入という形で流通する構造へと移行している。すなわち、国内生産から国外生産・輸入への転換が進行しており、生産拠点の再編として理解することができる。この変化はイタリア系大企業においても行われている。

最後に、移民政策の運用に関して、聞き取り調査を行ったイタリア人移民研究者によれば、イタリア政府は非合法滞在者の削減を目的として、特定の時期において恩赦を実施し、看護や介護など特定分野における在留資格を付与してきた。このような正規化政策は、労働力需要への対応と同時に、非正規滞在の是正を図る手段として位置づけられている。これらの在留資格を取得した移民は、EU域内における自由移動の制度的枠組み（シェンゲン協定）の

下で、イタリアにとどまらず、他の加盟国へ比較的容易に移動することが可能となる。その結果、移民の居住地や就労先は固定化されにくく、国境を越えた流動性の高い移動パターンが形成されている。

しかしながら、イタリアを含む受入国においては、出身国で取得した学歴や職業資格が十分に承認されない場合が多く、その結果、移民は本来の技能水準や専門性に見合わない、いわゆる「能力以下の就労 (deskilling)」に従事せざるを得ない状況に置かれることが少なくない (Reuters World 2023年5月8日)。このような構造的要因は、移民の社会経済的統合を制約するとともに、人的資本の有効活用を妨げる要因となっている。(聞き取り調査では、メストレで住宅を購入するバングラディッシュ人もおり、賃貸して、本人はドイツなど他国にて仕事をするケースもあると言う。) 以上の点から、イタリアにおける在留正規化政策と EU 域内移動の制度は、移民の法的地位の安定化と移動の自由を促進する一方で、資格承認や労働市場への適切な包摂という課題を内包している。

6 イタリアの庇護申請者の認定とバングラデシュ系移民

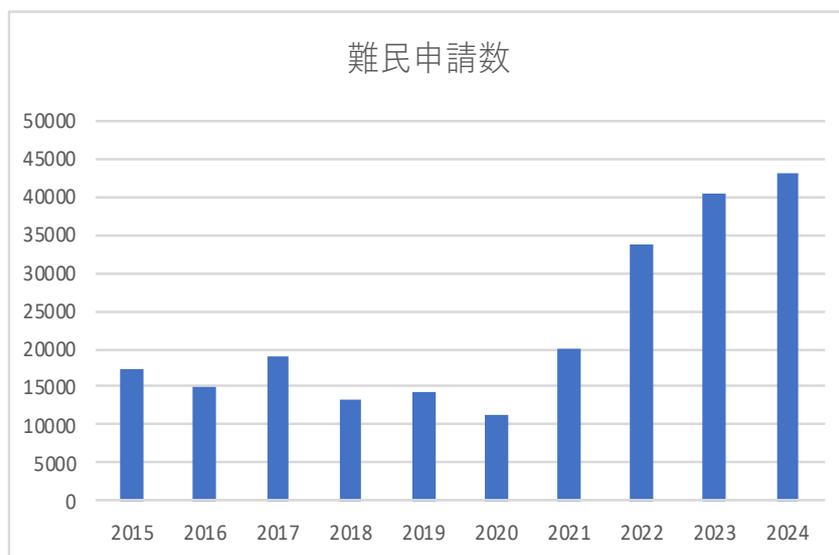
近年の庇護申請の動向を見ると、2023年から2024年にかけて、地中海ルートを経由した移民・難民の流入が再び増加傾向を示している。とりわけ、バングラデシュ、チュニジア、エジプト、スーダンなどを出身国とする若年男性による単独渡航が目立っており、紛争や政治的不安定のみならず、経済的要因や将来機会の欠如が移動の背景として複合的に作用している可能性がある。このような状況の下、イタリアはEU加盟国の中でも庇護申請数が多い国の一つとして位置づけられる。地理的条件により地中海の主要な到達地点となっていることが、申請件数の多さに直接的な影響を与えていると考えられる。さらに、2024年には約13万人規模の庇護申請がイタリアで受理されたとされており、その内訳を見ると、バングラデシュ出身者による申請が33,000件以上を占め、全体の4分の1を超える割合に達していると言われる。この点は、従来の難民流入と比較して、庇護制度が事実上、経済移動と重なり合う形で利用されている可能性を示しており、庇護制度の運用と移民管理の境界をめぐる政策的課題を浮き彫りにしている。

出身国別に庇護申請の認定率を比較すると、国ごとに顕著な差異が認められる。認定率が最も高いのはアフガニスタン出身者であり、90.3%に達している。さらに、シリア出身者が82.1%、ソマリア出身者が79.2%であり、いずれも長期にわたる武力紛争、政治的不安定、深刻な人道危機を経験しており、国際的にも難民保護の必要性が高いとされている。他方、ウクライナ出身者の認定率は37.9%、ベネズエラ出身者は28.5%と、相対的に低い水準にとどまっている。この差異は、出身国ごとの紛争形態や迫害の性質の違いに加え、一時的保護措置や補完的保護制度の活用状況、庇護申請制度との関係性の違いを反映している可能性がある。比較的低い認定率にとどまる国々として、コロンビア10.7%、パキスタン5.1%、さらにバングラデシュ1.7%、エジプト1.4%である。これらの国々に共通する特徴として、

申請者数自体は一定規模に達しているものの、出身国の状況が国際的に「一般化された迫害」や「武力紛争」として評価されにくい点が挙げられる。その結果、難民条約上の要件を満たすと判断される事例が限定的となり、認定率が低くなる傾向がみられる。とりわけ、 Bangladesh および エジプト については、庇護制度の運用上は、主として経済的動機による移動と位置づけられる場合が多い。このことが、認定率の低さに反映されている可能性がある。

近年、 Bangladesh 国籍者による EU+ 諸国⁽⁶⁾ における庇護 (asylum) 申請が急増していることが、複数の情報源によって報告されている。この動向については、 Bangladesh 国内メディアによる報道に加え、国際機関の公式統計によっても確認されている。具体的には、 Bangladesh の有力英字紙である The Business Standard (2025 年 3 月 4 日付) が、 EU+ における Bangladesh 人の庇護申請件数の顕著な増加を報じている。同記事では、経済的停滞、若年層の雇用機会の不足、ならびに正規的な労働移動経路の制約が、庇護制度を通じた移動を選択させる要因として示唆されている。こうした報道内容は、 European Union Agency for Asylum (EUAA) が公表する統計データとも整合的であり、近年、 Bangladesh 国籍者が EU 域内における主要な庇護申請国籍の一つとなっていることが確認されている。 Bangladesh 国籍者による EU+ 諸国への庇護 (難民) 申請数の推移をみると、

図表4 Bangladesh から EU+ 諸国へ



注：EU+ 諸国とは加盟27カ国にノルウェーおよびスイスを含む

出典：EUAA (European Union Agency for Asylum) 統計データに基づき作成

2015 年から 2020 年にかけては概ね 1 万~2 万人台で推移しており、一定の増減を伴いながらも比較的安定した水準にあった。しかし、2021 年以降、申請数は明確な増加傾向を示し、2022 年には約 3 万 4 千件、2023 年には約 4 万件を超え、2024 年には約 4 万 3 千件に達している。特に注目されるのは、2020 年から 2022 年にかけての急激な増加であり、これ

は新型コロナウイルス感染症の影響による経済停滞、雇用機会の減少、ならびに正規的な国際労働移動経路の制約が、庇護制度を通じた移動を選択させる要因として作用した可能性を示唆している。

2024年において、EU+諸国におけるバングラデシュ国籍者による庇護申請数は43,236件に達し、統計上、過去最多を記録した。これは、近年の同国出身者による庇護申請の急増傾向を裏付けるものである。申請先国の内訳を見ると、イタリアが33,455件と全体の約77%を占め、圧倒的に最多となっている。これに続いて、フランスが6,429件、アイルランドが1,006件となっており、申請が特定の加盟国に著しく集中している点が特徴的である。この集中は、地理的要因に加え、到達経路、庇護制度へのアクセス、滞在中の就労機会など、複合的な要因によって形成されていると考えられる。しかしながら、審査結果に着目すると、申請の約96%が却下されており、認定率は3.9%にとどまっている。この極めて低い認定率は、バングラデシュ国籍者による庇護申請の多くが、難民条約上の迫害要件を満たさないと判断されていることを示している。さらに、2024年末時点においては47,778件が依然として審査中であり、その一方で1,989人が申請を取り下げている。これらの未処理案件の累積は、庇護審査制度の処理能力や滞在の長期化、申請者の不安定な法的地位といった課題を浮き彫りにしている。

バングラデシュにおける海外労働者の送り出しは、複数のルートで行われる。すなわち、政府機関、政府系企業、民間仲介業者、ならびに非公式ネットワークが併存する多層的な制度構造を有している。第一に、労働力雇用訓練局（BMET）（Bureau of Manpower, Employment and Training）を通じた送出国が存在する。BMETは政府機関として、政府間合意（G2G）に基づく移民派遣を担っており、仲介手数料は原則として無料である。この経路による海外就労は、全体の約0.29%とごく限定的な割合にとどまっている。第二に、政府所有の株式会社である Bangladesh Overseas Employment and Services Limited（BOESL）を通じた送出国が挙げられる。BOESLは主として熟練労働者や専門職を対象とし、比較的透明性の高い手続きを特徴とするが、若干の仲介手数料が発生する。このルートの利用割合は約0.26%にとどまっている。第三に、Ministry of Expatriates' Welfare and Overseas Employmentの認可を受けた民間人材仲介業者を通じた送出国が存在する。この経路は全体の約38.63%を占めており、制度上は合法であるものの、仲介費用の高さや情報の非対称性が指摘されることが多い。さらに、非公式ルートとして、最も大きな割合を占めるのが、海外に在住する親族や友人といった個人的ネットワークを通じたルート⁽⁷⁾であり、その比率は約60.20%に達している。この経路は、公式制度を介さずに移動が行われる点に特徴があり、費用やリスクが移民個人に集中しやすい一方で、実務上は最も利用されている移動形態となっている。

バングラデシュにおける国際労働移動⁽⁸⁾の規模であるが、1976年から2007年1月までの期間に国外で就労したバングラデシュ人労働者の累計数は4,602,812人に達している。この数値は、同国において海外就労が長期にわたり重要な生計戦略および国家経済の一部を構成してきたことを示している。1970年代以降、バングラデシュでは国内の雇用吸収力の

限界や所得機会の不足を背景として、労働者の国外流出が制度化・常態化してきた。1976年から2007年6月までの期間におけるバングラデシュ人労働者の海外就労先を国別にみると、特定の受入国への著しい集中が確認される。とりわけ、中東湾岸諸国が主要な受入地域として機能してきたことが、数値上からも示されている。受入国別の累計人数を見ると、サウジアラビア（KSA）が2,307,540人と突出して多い。これに続いて、アラブ首長国連邦（UAE）が768,733人、クウェートが478,024人と、湾岸協力会議（GCC）諸国が上位を占めている。さらに、オマーン（257,482人）、バーレーン（141,016人）、カタール（109,418人）といった国々も主要な受入先として位置づけられる。中東以外の地域としては、マレーシア（385,421人）が比較的大きな受入国となっているほか、シンガポール（161,837人）および韓国（18,417人）といったアジア諸国も一定の役割を果たしてきたことが確認される。

ところで、上述のバングラデシュ人の海外労働移動において、親族・友人・知人を通じた個人的ネットワークに依拠する移動経路が全体の約60%を占めている背景については、日本国籍を有するもバングラディッシュで生まれ育った現地関係者に聞き取り調査を行った際に得られた見解であるが、社会的ネットワークの特性に着目した説明が有効である。まず、一つには、バングラデシュ社会においては、親族関係や友人関係、知人同士の結びつきが比較的強固であり、日常的な社会関係の密度が高いことが指摘される。例えば、結婚式などの社会的行事においては、通常でも200～300人規模、多い場合には1,000人程度が集まることがあり、広範な人的ネットワークが形成・維持されている。このような社会構造は、移動に関する情報や支援が非公式な経路を通じて迅速に共有される基盤となっている。第二に、海外において先行移住者が就労を開始すると、その人物を媒介として新たな移動が連鎖的に生じる傾向がみられる。例えば、ベネチアのような特定の都市で就労機会を得た先行者が存在すると、その人物を頼って同郷者や知人が集まるといった集積過程が生じやすい。いわゆる、連鎖移民やネットワーク型移動に分類されるであろう。最後に、制度的に整備された正規の海外就労ルートが限定的である状況下では、短期滞在用の観光ビザなどを利用して渡航し、その後に就労機会を模索する戦略が採用される場合がある。この点も、個人的ネットワークを基盤とする移動が拡大する要因の一つとして考えられる。

近年、EU諸国における移民・庇護申請をめぐることは、観光ビザ等の短期滞在資格で入国した後に庇護申請を行う移動パターンが一定程度確認されている。このような経路は、正規の就労移動の選択肢が限定されている状況下において、滞在資格の不安定性を回避するための戦略として採用されている可能性がある。イタリアや英国などでは、在留の正規化を主目的とした形式的な庇護申請が増加しているとの指摘がある。こうした動向は、庇護制度が本来想定している難民保護機能と、実務上の運用との間に乖離が生じている可能性を示唆している。この結果、庇護申請件数の増加に伴い、審査の長期化や制度運用上の負荷が高まり、実際に迫害や深刻な危険からの保護を必要とする人々への迅速な対応が困難になるという懸念も指摘されている。

7 ベネチアの今後の選択と展望

歴史都市における政策選択をめぐっては、都市機能の効率化と歴史・文化遺産の保護との間に構造的なトレードオフが存在する可能性がある。効率化を重視する政策は、生活利便性の向上や都市サービスの合理化を通じて、住民の日常生活を支える正の効果をもたらす一方で、観光体験の質の変化や、それに伴う観光収入の減少といった負の影響を生じさせる可能性がある。これに対して、歴史保護を優先する政策は、文化的景観の維持や都市の象徴的価値の継承を通じて、観光収入の確保や住民の郷土愛の醸成に寄与する側面を有している。しかし同時に、建造物や都市空間の制約が、生活上の不便さや医療・福祉サービスへのアクセスの困難さをもたらす場合もあり、住民の生活の質に負の影響を及ぼす可能性が指摘されている。このように、効率化と歴史保護は相互に排他的な選択肢として現れやすく、いずれか一方を極端に優先する政策は、他方に対するコストを伴う。したがって、歴史都市の持続可能な発展を図るためには、両者を二項対立として捉えるのではなく、利便性、経済性、文化的価値、住民のウェルビーイングを総合的に勘案したアプローチが求められる。

ところで、移民をめぐる議論においては、移民排除と移民受入という二つの政策方向が対置的に論じられることが多い。移民排除を重視する政策は、社会的摩擦の抑制や治安の安定を通じて、住民にとって比較的穏やかな生活環境を維持する効果をもたらすと論じられる。しかしながら、同時に、人口減少の進行や労働力不足といった中長期的な人口動態上の課題を深刻化させる可能性がある。これに対して、移民受入を積極的に進める政策は、人口規模の維持や労働力の確保、多様な文化的資源の活用といった点で正の効果をもたらす。ただし、受入社会においては、偏見や差別の発生、社会的統合をめぐる摩擦といった課題が顕在化する可能性も否定できない。このように、移民排除と移民受入はいずれも利点と課題を併せ持つ政策選択であり、単純な是非の問題として捉えることは困難である。重要なのは、短期的な社会的安定と中長期的な人口・経済の持続可能性との間に存在する緊張関係を認識した上で、包摂的統合政策、差別防止措置、地域社会との対話を組み合わせた調整的アプローチを構築することであろう。

以上の点から、ベネチアは世界遺産都市としての保存と、観光・経済活動および都市開発との調和をいかに図るかという、現代的かつ複合的な課題に直面していると位置づけることができる。この問題は、文化遺産保全と都市の持続可能な発展の両立を検討する上で、国際的にも重要な事例を提供している。

注

- 1 筆者は2025年2月9日より3月10日まで、および同年5月23日より6月2日までの期間、ベネチアに滞在し、現地において複数回の聞き取り調査を行った。イタリア人移民研究者、法律研究者、ベネチア出身の歴史研究者、アメリカ人の歴史研究者、ベネチア在住日本人音楽家に聞き取り調査を実施し、多方面から移民について話を聞くことができた。本リサーチペーパーはその報告書である。
- 2 OECDはOrganization for Economic Cooperation and Developmentを指す。
- 3 国籍法は、外国人・国民の人口構成に大きな影響を与える。例えば、フランスやベルギーでは帰化が容易であり、外国人の国籍取得が進み、国民人口が増加した一方で、帰化が困難な国では移民増加が外国人人口の増加として顕在化した。1980年代、OECD諸国の一部では帰化が容易化され、外国人が減少、国民が増加した(同 Outlook p.357)。
- 4 イタリアの移民受け入れの状況については、ISMU(イタリア移民統計レポート)、ISTAT(イタリア国立統計研究所)のデータ、秦泉寺友紀(2010)を参照した。
- 5 今回の調査では、ベネチア・カ・フォスカリ大学、およびベネチア国際大学(VIU)の研究者に聞き取り調査を行うことができた。
- 6 「EU+」とは、EU加盟27か国に加え、ノルウェーおよびスイスを含む庇護統計上の分析枠組みを指す。この枠組みは、EUAAが庇護申請動向を比較・集計する際に用いている標準的な区分である。
- 7 親戚や知人といった非公式ルート経由の渡航については、清野(2016)に詳しい。
- 8 バングラディッシュの国際労働移動については、バングラデシュ人と日本人の両親をもつ日本において博士課程在籍中の留学生による情報に基づいている。例えば、“ASIA-PACIFIC DECENT WORK DECADE 2006-2015 REINFORCING TIES; Enhancing contributions from Bangladeshi diaspora members”(ILO バングラデシュ事務所)、現地新聞などの資料による。

参考文献

- 秦泉寺友紀(2010)「現代イタリアにおける移民問題をめぐる諸論点」『和洋女子大学紀要』第50集
- 清野佳奈絵(2016)「イタリアに暮らすバングラデシュ人移民の生活および就労状況 一渡航時の2つの紐帯に着目して一」『聖心女子大学大学院論集』第38巻2号
- 李美奈(2021)『ヴェネツィアのゲッター 商館・共同体・コンタクトゾーン』風響社
- Reuters World(2023.5.8)「アングル：移民に厳しいイタリア、高学歴スキル認めず低成長に拍車」<https://jp.reuters.com/article/world/-idUSKBN2WS0KX/>

バン格拉デイッシュユの新聞 The Business Standard (2025.3.4)

バン格拉デイッシュユの新聞 The Daily Star (2025.5.12)

EUAA (European Union Agency for Asylum) 報告書